

消費生活センターだより

第20号
平成28年6月

旭市消費生活センター 旭市二の5127 (旭市青年の家1階) 電話 0479-63-7272

平成27年度消費者被害救済金額 3,520万7,778円

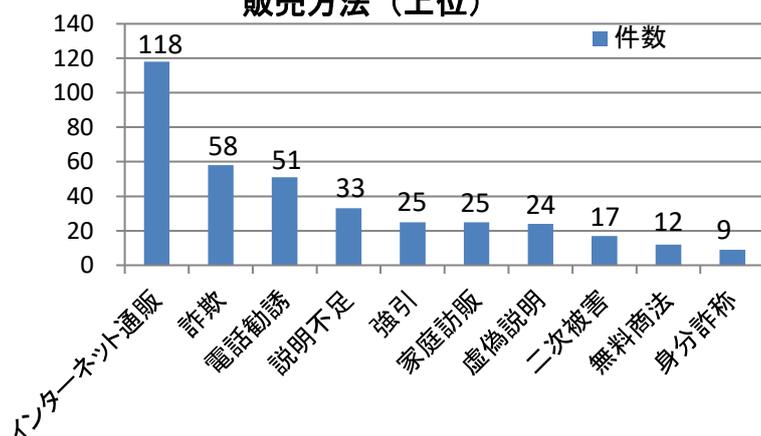
平成27年度に旭市消費生活センターで受け付けた新規相談件数は468件でした。この中で、消費生活センターが消費者への助言や事業者との交渉などを行ったことにより被害が救済された金額の総額は、3,520万7,778円になりました。

相談受付件数

	24年度	25年度	26年度	27年度
新規受付	347件	433件	422件	468件
継続処理を含む延べ件数	615件	711件	728件	806件

1回の相談で解決しない場合は、継続して何度でも対応します。相談件数の約3割が継続案件となっています。

販売方法 (上位)

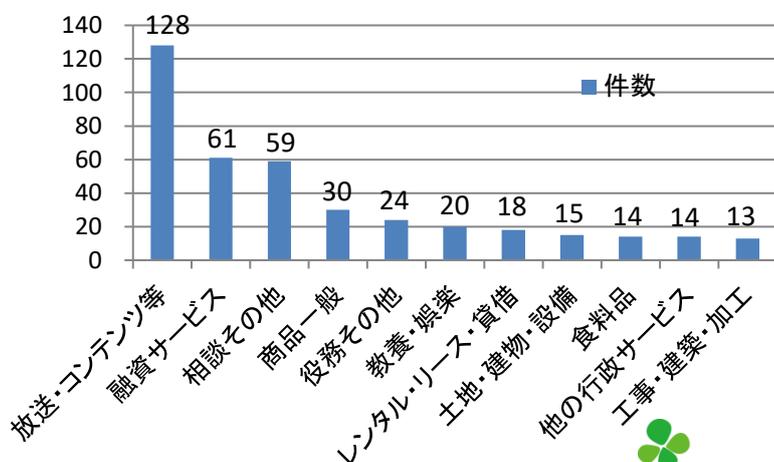


●相談の多かった販売方法は、インターネット通販が特出し、次いで詐欺、電話勧誘となっています。また、商品や役務の内容は、コンテンツ等が多く、次いで融資関係などです。インターネットやスマートホンの普及による「デジタルコンテンツ」に関する相談が非常に多い傾向にあります。

相談された方からの声

- ・助言を得て交渉したら業者の態度が一変し、解決できた。(請負契約 家族より親身に対応してくれた。(自宅修繕工事))
- ・どこに相談したらよいか分からず、限界を感じていた。話を聞いてもらえてとても楽になった。(生活困窮)
- ・相談しやすく、文書もまとめてくれて非常にありがたかった。これからも何かあったら相談したい。(借金トラブル)

商品・役務別相談件数 (上位)



早めの相談が解決への近道です。心配なときはぜひお問い合わせください。

こんな相談がありました バイナリーオプション取引の解約 NO.20

Q

バイナリーオプション取引（※1）でもうけたという人の体験談を SNS（※2）で見た。興味を持ち連絡したら「やり方は教える」と勧められ、紹介されたバイナリーオプション取引を行うサイトに氏名、住所、電話番号、銀行口座番号を登録した。指示に従い 10 万円をクレジット払いで入金した。その後、紹介者と連絡が取れなくなった。不審を感じサイトについてインターネットで調べると、詐欺だという書き込みがあった。まだ入金しただけで取引はしていないので解約し返金してほしい、とサイトにメールしたら住民票を求められた。怪しいサイトにこれ以上個人情報や渡したくない。入金した 10 万円を取り戻すにはどうしたらよいか。

※1. バイナリーオプション取引 為替相場等が上がるか下がるか二者択一で予想する賭博性の高い取引です。予想がはずれば、支払った額がすべて損失になります。短期間に繰り返し取引することができるため、損失額が大きくなるおそれがあります。日本でバイナリーオプション取引を行う事業者は、海外所在業者であったとしても、金融庁へ金融商品取引業の登録が必要です。登録を受けずに金融商品取引業を行うことは、禁止されています。（違反者は罰則の対象となります。）

※2. SNS ソーシャルネットワークワーキングサービスの略。パソコンやスマートフォンなどを使って自己のプロフィールを登録・公開することで、インターネット上において友人・知人等とつながり、交流できるウェブサイト・サービス。

A

サイトを運営するバイナリーオプション取引業者は、**金融庁の登録がないのに取引を行ったとして警告を受けた業者**であることを確認しました。しかし登録のない業者との取引でも契約は成立します。

返金の際に求められる本人確認のための書類の提示は「犯罪による収益の移転防止に関する法律」により定められているので、原則として拒否はできません。このサイトでは返金に関する条件は規約に明記されていました。規約に基づいて返金手続きをするようすすめました。

また、クレジットカード会社に経緯を申し出るよう伝えました。クレジットカード会社の対応はそれぞれで、登録がない違法な取引をしていることを根拠に請求停止に応じるとは限らないことを申し添えました。

SNS の広告や知人をきっかけにしたトラブルが増えています。簡単にもうかる話はありません。必ずリスクがあります。「絶対にもうかる」「簡単にもうかる」といったセールストークをうのみにしないようにしましょう。トラブルになっているのは、主に海外に住所を持つ無登録事業者による取引です。契約する前に、業者の登録の有無を確認し、無登録の業者との契約は行わないようにしましょう。登録業者については以下の金融庁ホームページで確認することができます。

▲金融商品取引業の登録を受けた業者「免許・許可・登録を受けている業者一覧」

<http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html#kinyushohin>

▲無登録で金融商品取引を行っているとして、金融庁（財務局）が警告を行った者の名称

<http://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/mutouroku.html>

消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の5127（旭市青年の家1階）

月曜日～金曜日（平日）午前9時～午後4時 直通電話 0479-62-8019